

「わかやまで保育士になろう」推進に係る包括連携に関する協定書

令和8年3月26日

和歌山県（以下「甲」という。）、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「乙」という。）、学校法人和歌山信愛女学院（以下「丙」という。）、和歌山県保育連合会（以下「丁」という。）、和歌山県民間保育園連盟（以下「戊」という。）及び特定非営利活動法人全国認定こども園協会和歌山県支部（以下「己」という。）は、包括的な連携のもと、相互の発展及び和歌山県における保育士人材確保に資するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊及び己が連携のもと、主に中高生が「わかやまで保育士になろう」と思える取組を推進するため、相互に協力し、和歌山県における保育士人材確保に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、「わかやまで保育士になろう」推進に関することについて、連携・協力を図るものとする。

（守秘義務）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、本協定に基づく事業実施において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び終了後を問わず、第三者に対し開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙、丙、丁、戊及び己のいずれからも書面による改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間同一条件で延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己が署名のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

甲 和歌山県知事

宮崎 泉

乙 和歌山市手平二丁目1番2号

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
会長

宮崎 泉

丙 和歌山市屋形町二丁目23番地

学校法人和歌山信愛女学院
理事長

森田 登志子

丁 和歌山市手平二丁目1番2号

和歌山県保育連合会
会長

森田 崇中

戊 和歌山市中島70番地の8

和歌山県民間保育園連盟
会長

土井 淳宏

己 和歌山市関戸一丁目2番31号

特定非営利活動法人全国認定こども園協会和歌山県支部
支部長

谷山 正紀